

保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号の二に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準（平成十一年金融監督庁・大蔵省告示第六号）の一部を改正する件の概要

1. リース子会社が主としてファイナンス・リースを営んでいる基準（第2条）

（1）保険会社又は保険持株会社のリース子会社が主としてファイナンス・リースを営んでいる基準を、リース業務（ファイナンス・リース又はオペレーティング・リース）による収入額とリース物品と同種の中古物品の売買等による収入額の合計額に占めるファイナンス・リースによる収入額の割合が50%を下回らないこととする。

（2）保険会社又は保険持株会社のリース子会社がリース業務を営む他の会社を子会社としている場合における、それぞれのリース会社が主としてファイナンス・リースを営んでいる基準は、以下の要件をすべて満たす場合とする。

イ 保険会社又は保険持株会社のリース子会社及びその子会社である他のリース業務会社におけるリース業務（ファイナンス・リース又はオペレーティング・リース）による収入額とリース物品と同種の中古物品の売買等による収入額の合計額に占めるファイナンス・リースによる収入額の合計額の割合が50%を下回らないこと。

ロ 保険会社又は保険持株会社のリース子会社及びその子会社である他のリース業務会社のそれぞれの会社におけるリース物品と同種の中古物品の売買等による収入額が、当該会社のリース業務（ファイナンス・リース又はオペレーティング・リース）による収入額を上回らないこと。